

## 利用基準

保育施設・認定こども園（保育所枠）の利用申込ができるのは、保護者が就労や疾病などにより、お子さんを家庭で保育することができないと認められる場合です。

「下の子の保育に手がかかるため」「集団生活に慣れさせるため」等の理由では利用申込できません。

利用要件は次の項目をすべて満たす必要があります。

- 三豊市内に住民登録されている児童であること（※保護者も住民登録されていること）
- 保護者のいずれもが下記の「保育を必要とする事由」に該当していること
- 各施設の受入年齢の条件を満たしていること

### 【保育を必要とする事由】

事 由	保護者の状況	利用できる期間
	必要な書類	
① 就労	月60時間以上の就労をしている	就労が継続している間
	就労証明書または自営業申立書（※欄外参照）	
② 妊娠・出産	母親が産前産後であること	分娩予定月の前後2ヶ月
	母子手帳(写)	
③ 疾病・障がい	病気やけが、障がいを有しており、保育が困難な状態	疾病等が回復するまで
	診断書または障害者手帳(写)	
④ 親族の介護・看護	親族を常に介護することが必要で、保育が困難な状態	介護・看護の必要がなくなるまで
	状況申立書と診断書等	
⑤ 災害・復旧	地震、風水害等の災害復旧にあたっている	復旧が終了するまで
	罹災証明等	
⑥ 求職活動	求職活動のため、保育が困難な状態	3ヶ月間
	求職活動申出書	
⑦ 就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学中	就学期間中
	就学証明書、就学時間が確認できる書類	
⑧ 虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると市が認める場合	必要な期間
	届出(写)	
⑨ 育児休業	育児休業取得中に、既に保育サービスを利用している子どもがいて継続利用が必要であること	原則、育児休業に係る下の子の1歳に達する月の末日まで (詳細は次ページをご覧ください)
	それが分かる書類 ※転入予定者は在所(園)証明書	
⑩ その他市が認める場合	上記以外の理由で児童福祉等の観点から、特に保育の必要性が高いと判断した場合	必要な期間
	それが分かる書類	

(※) 本人・配偶者・祖父母が経営者で、親族のみが従事している会社等で就労している場合は、「自営業申立書」を提出してください。

- ・就労時間が「月60時間以上」の目安としては、1日4時間で就労日数が月15日を超える場合となります。
- ・上記①～⑩の要件に該当しなくなった場合(保育を必要とする理由がない場合)は、利用解除(退園・退所)となります。例えば、求職活動の3ヶ月が経過しても就労できなかった場合などです。